

安心と信頼をはこぶ架装物

安全点検制度スタート



架装物の安全点検制度導入について

一般社団法人 日本自動車車体工業会（以下、車体工業会）会員会社が製作するトラックの架装物には道路運送法・貨物自動車運送事業輸送安全規則や労働安全衛生法等による架装物に対する定期自主点検の実施が求められています。

架装物は車両の一部でありながら道路運送車両法に基づく法定点検の対象外であることから、架装物の点検整備実施率が低く経年劣化や未整備状態に伴う故障や事故による人的災害や車両の稼働率が低下することが以前より懸念されていました。

トラック架装物の災害防止を目的として『安全・安心』な車両（架装物）をご使用していただくために、車体工業会は事業者にとって当会会員メーカーが指定するサービス工場等にて定期自主点検をおこない当該点検を実施した車両には当会発行『架装物年次点検【済】ステッカー』を貼付します。

※道路運送車両法 第47条の2（点検）第48条（定期点検）は使用者、運行する者に義務付けられています。 貨物自動車運送事業輸送安全規則 第13条（点検整備）

トラック架装物安全点検制度運用開始の流れ

2001年7月より車体工業会 特装部会では特装車「年次検査・点検制度」の運用促進活動を開始し、早や16年を経過いたしました。

車体工業会として更なる点検制度の促進を図るため、トラック部会・バン部会を加え、車体工業会としての統一新ステッカー『点検制度適用車』・『架装物年次点検【済】』を作成し、新たに安全点検制度の運用をスタートすることに決定いたしました。（車体工業会ホームページ掲載）

尚、特装車のステッカー切り替えは車体工業会会員各社の準備が整いしだい随時切り替えていきます。

【架装物年次点検の内容とメリット】

点検と整備でトラブルを未然に防止することが稼働率のアップと信頼獲得への第一歩です！！

- 架装物の性能を維持することができます。
- 安心感を持って業務（作業）ができます。
- 故障、修理による稼働率の低下を防ぎます。
- 不要な修理費を最小限に抑えランニングコストの削減が図れます。
- 突然のトラブルを未然に防止し、お客様からの信頼も獲得できます。

★ どんな点検を行うのか

架装物の点検は各メーカーごとに定められた点検項目に基づき実施し、結果を点検整備記録簿に記録しなければなりません。



★ 点検する者は

自動車を運行する者が行なうことになっていますが推奨として各メーカー指定サービス工場でおこなうことで安心と信頼をえられます。

★ 点検の記録は

点検結果は所定の定期点検整備記録簿『チェックリスト』に点検内容を記録し3年間保管しなければなりません。



★ 点検には検査機器が必要です

点検には特殊機器が必要となる場合があります。設備の整った各メーカー指定サービス工場点検・検査をお勧めいたします。



★ 異常があった場合は

点検の結果、異常・不具合を認めた場合は直ちにお客様と打合せし補修などを行い正常な状態に復旧させ、その他必要な措置を取らなければなりません。



★ 定期点検済み車両には

メーカー指定サービス工場定期点検を実施した車両には、車体工業会発行の架装物年次点検【済】ステッカーを貼付いたします。

架装物安全点検制度ステッカー

※ 新車時 『点検制度適用車』ステッカー



※ 点検時 『架装物年次点検【済】』ステッカー



※点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受けいたします。

